商品概要説明書

年金受給者専用定期貯金＜単利型＞

（２０２６年１１月２４日現在）

商 品 名	・年金受給者専用定期貯金＜単利型＞ （　愛称：ＪＡ年金定期貯金　）
募集期間	・令和８年 11 月 24 日～令和９年２月 26 日
販売対象	・当組合で年金をお受取りの方、または年金受給手続きされた方 **※預入期間中継続して年金を受け取ることが条件となります。**
期　間	・１年（単利型） ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入限度	 ・一括預入 ・１０万円以上２，０００万円以下 ・１円単位 ・お一人様２，０００万円まで
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	【ニューマネーでのお預入れの場合】 ・店頭金利＋０.３０％（年利回り）を満期日まで適用します。 【上記以外でのお預入れの場合】 ・店頭金利＋０.２５％（年利回り）を満期日まで適用します。 ※ニューマネーとは、現金および他金融機関からの振込等により、新たに預け入れされた資金のことを指します。（中途解約・満期からの振替は対象外） ・自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50％を上乗せした利率） ・個人のものはマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取り扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **（１）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合** **①　6か月未満　　解約日における普通貯金利率** **②　6か月以上1年未満　　約定利率×30%**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部（電話：0766－26－7417）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076－421-4811） 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ高岡